

資料 1 - 1 3

暫定ケアプランの取扱いについて

I 暫定ケアプランの作成と確定ケアプランとの関連について

要介護・要支援の新規申請、区分変更申請など、認定申請後に要介護度（要支援度）が確定するまでの間に居宅（介護予防）サービス計画（以下、「暫定ケアプラン」という。）を作成した際には、認定結果が出た時に暫定ケアプランを確定させた居宅（介護予防）サービス計画（以下、「確定ケアプラン」という。）を作成する必要があります。

暫定ケアプランを作成して、介護サービスを提供し、後日認定結果が出て確定ケアプランを作成するまでの流れについては、以下の点に注意してください。

(1) ケアプラン交付のための一連の業務について

暫定ケアプランの作成時においても、確定ケアプランの作成時においても、ともに課題分析（アセスメント）からサービス担当者会議、ケアプラン作成・交付までの一連の業務が必要となります。

(2) 認定結果が出るまでに、暫定ケアプランによるサービス提供内容に変更があった場合

暫定ケアプランによるサービス提供を行っている最中に、急遽、サービスの変更等で、2度目以降の暫定ケアプランを作成した際には、暫定ケアプランが複数個存在することとなりますが、この場合であっても、認定結果が出た際に作成する確定ケアプランは1つになります。

この確定ケアプランについては、サービス変更前後の内容がわかるよう、1度目の暫定ケアプランと2度目以降の暫定ケアプランの内容を全て網羅したものとする必要があります。

※ この場合、当初の暫定ケアプラン及び2度目以降の暫定ケアプランは破棄せず、記録として残しておく必要がある。

II 暫定ケアプランの作成担当者について

新規（区分変更）認定などの申請者が、申請時からサービス利用を希望している場合の暫定ケアプランの作成等については、平成18年4月改定介護報酬Q&A、Vol.2 問52を踏まえ、以下のとおり取り扱うこととする。

1 要介護認定がおりる可能性が高い場合

(1) 暫定ケアプランの作成

利用者は、居宅介護支援事業者に暫定「居宅サービス計画」の作成を依頼する。

居宅介護支援事業者は、仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう介護予防及び居宅サービス両方の指定を受けている事業者をケアプラン上に位置づける。

※ 要支援となった場合に給付できないサービスについては、原則としてケアプランに位置付けないこととする。

(2) 認定後の取り扱い

① 要介護認定の場合

ア) 給付管理業務を行う事業者

居宅介護支援事業者が「居宅サービス計画」を作成し、給付管理業務を行う（作成した暫定ケアプランを確定させうえて、暫定ケアプランを作成した居宅介護支援事業者が暫定ケアプランの作成時点から居宅介護支援を担当し、給付管理を行うことになる）。

イ) 居宅サービス計画作成依頼届出書

居宅介護支援事業者は、「居宅サービス計画作成依頼届出書」を認定決定後速やかに区役所に提出する。この場合の適用開始年月日は暫定「居宅サービス計画」の作成日に遡る。

※適用開始年月日は、当該新規（区分変更）申請の申請日より遡ることはできません（申請日より前の適用開始年月日で提出すると、介護報酬請求がエラーとなるので注意してください。）

※申請日以降に暫定ケアプランを作成した場合には、暫定ケアプランの作成日までしか遡ることはできません。

② 要支援認定の場合

ア) 給付管理業務を行う事業者

介護予防支援事業者が「介護予防サービス計画」を作成し、給付管理業務を行うので、暫定ケアプランを作成した居宅介護支援事業者は、利用者を介護予防支援事業者へ速やかに引き継ぐ。

居宅介護事業所が作成した暫定「居宅サービス計画」は、利用者の自己作成扱い（給付管理業務を行うのは札幌市）となるため、居宅介護支援事業者は、利用者から区役所へ「サービス利用票」等が提出されるよう調整する（詳細は後述）。

なお、月途中に居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者へ引き継ぎを行った際には、介護予防支援事業者が引き継ぎ後に作成した確定「介護予防サービス計画」と、見込みが外れて自己作成扱いとなった暫定「居宅サービス計画」により、当該月の月末時点で担当する介護予防支援事業者がまとめて給付管理を行うことになる。

※引き継ぎ日より前に遡って、引き継ぎ後の介護予防支援事業者がケアプランを作成することはできません。

※引き継ぎ日が属する月より前に遡って、引き継ぎ後の介護予防支援事業者が給付管理を行うこともできません（その場合には自己作成扱いとして、札幌市が給付管理を行います）。

イ) 居宅サービス計画作成依頼届出書

介護予防支援事業者は、居宅介護支援事業所から引き継ぎを受けた後、「居宅サービス計画作成依頼届出書」を速やかに区役所に提出する。この場合の適用開始年月日は、引き継ぎを受けた日より遡ることはありません。

※適用開始年月日は、認定決定日より遡ることはありません。

※認定決定日以降に介護予防支援事業者が新たにケアプランを作成した場合には、ケアプランの作成日までしか遡ることはありません。（作成した暫定ケアプランは見込み外れのため、自己作成扱いとなります。）

ウ) 暫定「居宅サービス計画」の「利用者による自己作成扱い」について

居宅介護事業所が作成した暫定「居宅サービス計画」は、利用者の自己作成扱い（給付管理業務を行うのは札幌市）となる。そのため、暫定ケアプランを作成した居宅介護支援事業者は、引き継ぎ時点までの利用票と利用票別表などを作成し、利用者から区役所へ、以下に記載する「自己作成扱いとなった際に区保健福祉課に提出する書類」が提出されるよう調整する。

なお、認定決定の遅れ等で、末日時点で担当する介護予防支援事業者が存在しない月があった場合も、自己作成扱いとして札幌市が給付管理を行いますので、区保健福祉課に自己作成の届出を行うこととなります。

【自己作成扱いとなった際に区保健福祉課に提出する書類】

- ・ 居宅サービス計画作成依頼届出書（自己作成用）
※この場合の適用開始年月日は「暫定居宅サービス計画」の作成日に遡る
- ・ アセスメント
- ・ (暫定) 居宅サービス計画書（第1表～第5表）
- ・ 居宅サービス計画書（第6表：決定後の認定に応じた実績が反映されたもの。）
- ・ 居宅サービス計画書（第7表：決定後の認定に応じた実績が反映されたもの。）

2 非該当(自立)・要支援認定がおりる可能性が高い場合

(1) 暫定ケアプランの作成

利用者は、介護予防支援事業者に暫定「介護予防サービス計画」の作成を依頼する。

介護予防支援事業者は、仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう介護予防及び居宅サービス両方の指定を受けているサービス事業者をケアプラン上に位置づける。

(2) 認定後の取り扱い

① 要介護認定の場合

ア) 給付管理を行う事業者

居宅介護支援事業者が「居宅サービス計画」を作成し、給付管理業務を行うので、暫定ケアプランを作成した介護予防支援事業者は、利用者を居宅介護支援事業者へ速やかに引き継ぐ。

介護予防支援事業者が作成した暫定「介護予防サービス計画」は、利用者の自己作成扱い(給付管理業務を行うのは札幌市)となるため、介護予防支援事業者は、利用者から区役所へ「サービス利用票」等が提出されるよう調整する(詳細は後述)。

なお、月途中に介護予防支援事業者が居宅介護支援事業者に引き継ぎを行った際には、居宅介護支援事業者が引き継ぎ後に作成した確定ケアプランと、見込みが外れて自己作成扱いとなった暫定「介護予防サービス計画」により、当該月の月末時点で担当する居宅介護支援事業者がまとめて給付管理を行うことになる。

※引き継ぎ日より前に遡って、引き継ぎ後の居宅介護支援事業者がケアプランを作成することはできません。

※引き継ぎ日が属する月より前に遡って、引き継ぎ後の居宅介護支援事業者が給付管理を行うこともできません。(その場合には自己作成扱いとして、札幌市が給付管理を行います。)

イ) 居宅サービス計画作成依頼届出書

居宅介護支援事業者は、介護予防支援事業所から引き継ぎを受けた後、「居宅サービス計画作成依頼届出書」を速やかに区役所に提出する。この場合の適用開始年月日は、引き継ぎを受けた日より遡ることはありません。

※適用開始年月日は、認定決定日より遡ることはありません。

※認定決定日以降に居宅介護支援事業者が新たにケアプランを作成した場合には、ケアプランの作成日までしか遡ることはありません。(作成した暫定ケアプランは見込み外れのため、自己作成扱いとなります。)

ウ) 暫定「介護予防サービス計画」の「利用者による自己作成扱い」について

介護予防事業所が作成した暫定「介護予防サービス計画」は、利用者の自己作成扱い(給付管理業務を行うのは札幌市)となる。そのため、暫定ケアプランを作成した介護予防支援事業者は、引き継ぎ時点までの利用票と利用票別表などを作成し、利用者から区役所へ、以下に記載する「自己作成扱いとなった際に区保健福祉課に提出する書類」が提出されるよう調整する。

なお、認定決定の遅れ等で、末日時点で担当する居宅介護支援事業者が存在しない月があった場合も、自己作成扱いとして札幌市が給付管理を行いますので、区保健福祉課に自己作成の届出を行うこととなります。

【自己作成扱いとなった際に区保健福祉課に提出する書類】

- ・ 居宅サービス計画作成依頼届出書(自己作成用)
 - ※この場合の適用開始年月日は「暫定介護予防サービス計画」の作成日に遡る
- ・ 生活機能チェックリスト
- ・ 利用者基本情報
- ・ (暫定) 介護予防サービス計画書(利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書、介護予防支援経過記録)

- ・ サービス利用票（居宅サービス計画の第6表に同じ：決定後の認定に応じた実績が反映されたもの。）
- ・ サービス利用票別表（居宅サービス計画の第7表に同じ：決定後の認定に応じた実績が反映されたもの。）

② 要支援認定の場合

ア) 給付管理を行う事業者

介護予防支援事業者が「介護予防サービス計画」を作成し、給付管理業務を行う（作成した暫定ケアプランを確定させたいうえで、暫定ケアプランを作成した介護予防支援事業者が暫定ケアプランの作成時点から介護予防支援を担当し、給付管理を行うことになる）。

イ) 居宅サービス計画作成依頼届出書

介護予防支援事業者は、「居宅サービス計画作成依頼届出書」を認定決定後速やかに区役所に提出する。この場合の適用開始年月日は「暫定介護予防サービス計画」の作成日に遡る。
※適用開始年月日は、当該新規（区分変更）申請の申請日より遡ることはできません（申請日より前の適用開始年月日で提出すると、介護報酬請求がエラーとなるので注意してください）。

※申請日以降に暫定ケアプランを作成した場合には、暫定ケアプランの作成日までしか遡ることはできません。

③ 非該当(自立)の場合

ア) 給付管理を行う事業者

認定までに利用したサービス利用料は、利用者の自己負担となる。
利用者と介護予防支援事業者との契約は無効として取り扱う。

III 参考資料

別紙1：居宅サービス計画作成依頼届の提出

別紙2：給付管理票の作成者

【お問合せ先】

○給付管理業務や居宅サービス計画作成依頼届出書に関すること

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 給付・認定係 TEL 2 1 1 - 2 5 4 7

○アセスメントからケアプラン交付のための一連の業務の基準に関すること

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 事業指導係 TEL 2 1 1 - 2 9 7 2

【問52】 要介護・要支援認定の新規申請、区分変更申請など、認定申請後に要介護度(要支援度)が確定するまでの間のいわゆる暫定ケアプランについては、どこが作成し、また、その際には、介護給付と予防給付のどちらを位置付ければよいのか。

【答】 いわゆる暫定ケアプランについては、基本的にはこれまでと同様とすることが考えられる。したがって、要介護認定又は要支援認定を申請した認定前の被保険者は、市町村に届出の上で、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に暫定ケアプランを作成してもらい、又は自ら作成し、当該暫定ケアプランに基づきサービスを利用することが考えられる。

その際、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)は、依頼のあった被保険者が明らかに要支援者(要介護者)であると思われるときには、介護予防支援事業者(居宅介護支援事業者)に作成を依頼するよう当該被保険者に介護予防支援事業者を推薦することが考えられる。また、仮に居宅介護支援事業者において暫定ケアプランを作成した被保険者が、認定の結果、要支援者となった場合については、当該事業者の作成した暫定ケアプランについては、当該被保険者が自ら作成したものとみなし、当該被保険者に対して給付がなされないことがないようにすることが望ましい。

なお、いずれの暫定ケアプランにおいても、仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう介護予防サービス事業者及び居宅サービス事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置付けることが考えられる。

7/1
認定申請

8/1

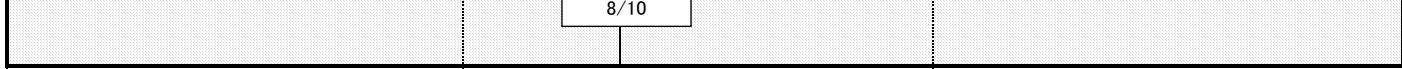
9/1

~ 居宅介護支援事業所
 ~ 介護予防支援事業所
 ~ 自己作成(扱い)

※ 給付管理を行うのは、原則として月末時点に担当している者

ア 要介護認定がおりる可能性が高い場合(暫定ケアプランは居宅介護支援事業所が作成する)

1 結果が要介護認定の場合(8/10決定)



7/1に認定申請を行い、暫定ケアプランを7/1に作成したと仮定しています。
 ※暫定ケアプランは認定申請日より前に適用することはできません。
 ○確定ケアプラン作成者は居宅介護支援事業所
 ○居宅サービス計画作成依頼届出の適用年月日は7/1
 ⇒居宅介護支援事業所が暫定ケアプランを作成した日(7/1)まで遡って適用となる

2 結果が要支援認定の場合(8/10決定)

2-① 認定決定日の属する月に引き継ぎを行った場合



○確定ケアプラン作成者は介護予防支援事業所
 ○介護予防サービス計画作成依頼届出の適用年月日は8/20
 ⇒居宅介護支援事業所が暫定ケアプランを作成しているため、介護予防支援事業所に引き継ぎを行い、介護予防支援事業所がケアプランを作成した時点(※)から適用となる。【※ ケアプランを作成した日 = アセスメントを行った日とする】
 ○7月分は自己作成扱いとなる。
 ⇒暫定ケアプランを作成した居宅介護支援事業所は、利用者の自己作成扱いに関する手続きについての調整を行う。

2-② 認定決定日の属する月の翌月に引き継ぎを行った場合



○基本的な考え方は「アの2-①」と同じ。
 ○介護予防サービス計画作成依頼届出の適用年月日は9/10
 ⇒引き継ぎ日(9/10)及び引き継ぎ日が属する月(9月)より遡って、介護予防サービス計画作成依頼届を適用させることはできない。
 ○7、8月分は自己作成扱いとなる。

イ 非該当(自立)・要支援認定がおりる可能性が高い場合(暫定ケアプランは介護予防支援事業所が作成する)

1 結果が要支援認定の場合(8/10決定)



7/1に認定申請を行い、暫定ケアプランを7/1に作成したと仮定しています。
 ※暫定ケアプランは認定申請日より前に適用することはできません。
 ○確定ケアプラン作成者は介護予防支援事業所
 ○介護予防サービス計画作成依頼届出の適用年月日は7/1
 ⇒介護予防支援事業所が暫定ケアプランを作成した日(7/1)まで遡って適用となる

2 結果が要介護認定の場合(8/10決定)

2-① 認定決定日の属する月に引き継ぎを行った場合



○確定ケアプラン作成者は居宅介護支援事業所
 ○居宅サービス計画作成依頼届出の適用年月日は8/20
 ⇒介護予防支援事業所が暫定ケアプランを作成しているため、居宅介護支援事業所に引き継ぎを行い、居宅介護支援事業所がケアプランを作成した時点(※)から適用となる。【※ ケアプランを作成した日 = アセスメントを行った日とする】
 ○7月分は自己作成扱いとなる。
 ⇒暫定ケアプランを作成した介護予防支援事業所は、利用者の自己作成扱いに関する手続きについての調整を行う。

2-② 認定決定日の属する月の翌月に引き継ぎを行った場合



○基本的な考え方は「イの2-①」と同じ。
 ○居宅サービス計画作成依頼届出の適用年月日は9/10
 ⇒引き継ぎ日(9/10)及び引き継ぎ日が属する月(9月)より遡って、介護予防サービス計画作成依頼届を適用させることはできない。
 ○7、8月分は自己作成扱いとなる。

3 結果が非該当の場合(8/10決定)



○利用者と介護予防支援事業所との契約は無効として取り扱う。
 ○認定までに利用したサービス利用料は、利用者の自己負担となる。

